

志學館大学公的研究費不正使用への対応要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「志學館大学公正な研究推進要綱」第15条第2項に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）において科学研究費補助金及びその他の補助金等の公的研究費（本学の研究費及び研究旅費を含む。以下「公的研究費」という。）の不正使用の疑いがある事案が生じた場合の適正かつ厳正な対応のために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要領において、「公的研究費の不正使用」とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 公的研究費に関する関係法令又は公的研究費配分機関の定めに違反した使用
- (2) 公的研究費に関する学校法人志學館学園及び本学が定める関係規則等に違反した使用
(不正使用の疑いがある事案が生じた場合の手続き)

第3条 本学において公的研究費の不正使用に関する通報があった場合又は不正使用の疑いがある事案が発見された場合の対応には、「志學館大学研究活動上の不正行為への対応要領」第3条から第18条第3項の規定を準用する。

2 前項の場合、以下の各号に掲げるとおり読み替え、又は準用から除外する。

- (1) 第3条から第18条第3項のすべてで、「研究活動上の不正行為」は「公的研究費の不正使用」と、「不正行為」は「不正使用」と、「科学的」は「事務的」と、「研究資料等」は「証ひょう書類等」と、「通報」は「通報、発見の報告」と読み替える。
- (2) 第7条第2項の「資料、試料及び装置等（以下「研究資料等」という。）及び論文」は「証ひょう書類等」と、第8条第4項の「第2条第1項第4号又は第5号」は「第2条第1項第2号」と、第10条第4項の「研究資料等保存要領」は「文書保存規程及び公的研究費運営・管理要領」と読み替える。
- (3) 第9条第4項の全部、第7条第2項の「、再実験の要請」、第6条第2項第2号及び第10条第3項の「各研究分野の特性に応じた」並びに第10条第4項の「各研究分野の特性に応じかつ」を除外する。

3 前2項にかかわらず、第2条第1項第2号に該当する事案の場合、第7条第1項本文後段及び第16条第1項及び第3項の準用から除外することができる。

(事 務)

第4条 公的研究費不正使用への対応に関する事務は、総務課において処理する。

(雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、公的研究費の不正使用への対応について必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年９月８日から施行する。